

交通事件指定捜査員制度の運用について（例規）

最終改正 令和 8 . 2 . 20 例規務第 3 号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

（概要）

死亡ひき逃げ事件をはじめとする重要交通事件が発生した場合に、捜査の初期的段階においてあらかじめ指定した交通事件指定捜査員を当該事件の発生地を管轄する警察署又は高速道路交通警察隊に応援派遣し、集中的かつ効率的な捜査を推進するための継続的な捜査活動の推進に関して、必要な事項を定めたものです。